

建設省告示第二千二百七十六号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第七条第二号ハの規定に基づき、昭和四十七年建設省告示第三百五十二号の一部を次のように改正する。

平成十二年十二月四日
建設大臣 林 寛子

第二号の表管工事業の項の下欄中第五号を第六号とし、同欄第四号の次に次の一号を加える。

五 水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた後管工事に関し一年以上実務の経験を有する者

附 則

この告示は、平成十三年一月四日から施行する。